

令和 7 年 4 月 15 日

新宿区保健所 所長 殿

市民の人権擁護の会日本支部
代表世話役 米田 倫康
日本支部長 小倉 謙
東京支部長 小日向 理央
東京都新宿区西新宿 7-22-31-711
電話番号 03-4578-7581
E-mail: info@cchrjapan.org

要 望 書

東京クリニック及び同院長について

これまでに、複数の患者に対する危害（傷害、脅迫、ストーカー行為、強制わいせつ、名誉棄損等）を繰り返してきたことで数々の刑事事件の対象となり、複数回処罰を受けてきた東京クリニック（新宿区歌舞伎町 1 丁目 2-3 レオ新宿 608）の院長である伊沢純医師が、この度刑期を終えて診療を再開した形跡が見られます。

伊沢医師は、不正あるいは不適切な向精神薬処方で大規模な健康被害を引き起こし、リタリン（メチルフェニデート）規制強化につながる深刻な社会問題へと発展させ、精神医療現場及び精神保健福祉行政に多大な影響をもたらした過去もあります。

伊沢医師は、交際していた患者女性への傷害罪と別の女性患者への名誉棄損罪で起訴され、2023 年 2 月 27 日、東京地裁によって懲役 2 年 4 月の実刑判決を言い渡されていました（その後控訴せず確定）。医師法第七条により、伊沢医師が近い将来行政処分を受けるのは確実であり、患者への暴力事件や医師法違反で過去に二度医業停止の行政処分も受けていたことを考慮すると、医師免許の取り消しが相当と考えられます。

しかし、行政処分を控え、将来の医師免許取り消しが確実である状態であったとしても、本人への聴聞や医道審議会への諮問を経て、厚生労働大臣によって処分が決定するまでの間は医業を続けることが現行法では可能であり、伊沢医師が医業を再開しても合法です。

保健所には医療法に基づいた権限しかなく、現時点において問題が発覚していない医療機関に対し、法を超えた検査や指導をすることができないことは重々承知しております。しかし、「医療を受ける者の利益の保護」「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」「国民の健康の保持」を目的とする医療法に基づけば、どれだけ刑事罰や行政処分を受けても、患者に対する危害を繰り返し、自ら止めることができない精神科医をこのまま野放しにすることもできません。

実際、伊沢医師は名誉棄損で処罰を受けていたにもかかわらず、その反省もないまま、東京クリニックのホームページを更新し、特定患者の人格を貶める目的で秘匿性の高い情報を公開するなど、既に患者への危害を積み重ねる兆候が見られます。他病院から同クリニックへの診療情報提供書を、患者の氏名のみ黒塗り状態で公開し、紹介医師の病院名や氏名、印章、患者 ID や病名、紹介目的、治療経過処方等をそのまま晒しています。また、同クリニックから別病院への診療情報提供書も同様に公開しています。第三者による患者の特定も可能であり、名誉棄損の疑いにとどまらず、守秘義務違反の疑いがあります。

貴保健所には、医療法を最大限に解釈し、2007年に同クリニックに対して立ち入り検査を実施した実績があります。この度も、医療法に基づいて指導監督を徹底して監視を強化することを期待します。そして、伊沢医師の早期の行政処分執行を求める意見書を提出するなど、処分の権限を有する機関に対する働きかけをするよう求めます。行政処分の早期執行さえ実現できれば、根本的な問題は解決します。問題は、深刻な被害が発生する前にそれが実現できるかどうかです。

つきましては、以下を要望する次第です。何卒よろしく申し上げます。

記

これ以上市民の命や健康、尊厳が損なわれないよう、東京クリニック及び院長の伊沢純医師に関して以下を行うこと：

- 1、特定患者の個人情報をクリニックのホームページに載せ、名誉棄損や守秘義務違反の疑いのある伊沢純医師の行為について、個別指導やその事前調査によって確認し、警察への通報を含む適切な指導や措置を実施する。
- 2、その他不適切な診療、特に向精神薬の不正処方に対して目を光らせ、東京都や警察、麻薬取締部等と情報共有し、必要に応じて適切な指導や通報をする。
- 3、厚生労働省に対し、医師法第七条に基づいた行政処分が速やかに執行されるよう強く求める。また、同条第四項又は第十項の規定により、東京都が意見の聴取又は弁明の聴取を行っている場合、それが速やかに実施されるよう東京都に対して求める。

以上

東京クリニック院長伊沢純医師の問題行動

●患者に対する暴力事件（有罪確定、行政処分）

2006年、診察室で女性患者に暴力をふるって逮捕され、その後傷害罪で有罪確定。2007年8月に医業停止2年の行政処分

●医師法違反（有罪確定、行政処分）

2007年11月、リタリンの不適切処方（医師法違反）の疑いで家宅捜索。2008年6月に書類送検。2012年1月上告棄却で罰金刑確定。2014年10月に医業停止3月の行政処分

●元患者に対するストーカー行為と脅迫行為（不起訴）

2008年12月1日、元患者である交際相手に対するストーカー行為と脅迫行為により、ストーカー規制法違反と脅迫容疑で警視庁に逮捕された。不起訴になったため、行政処分には反映されなかった。

●覚醒剤取締法違反（逮捕、処分保留）

2022年3月7日、家宅捜索の際に覚醒剤が自宅から見つかり、所持していた疑いで逮捕。その後処分保留。

●元患者の交際相手に対する傷害罪（起訴、有罪確定）

2022年3月28日、元患者である交際相手に対して暴行した疑いで逮捕。その後起訴、有罪。

●患者に対する準強制わいせつ（逮捕、処分保留）

2022年4月21日、立場を悪用して診察中の女性患者にわいせつ行為をした疑いで逮捕。その後処分保留

●元患者に対する名誉毀損（起訴、有罪確定）

2022年5月16日、元患者の虚偽情報などを元患者の親族の勤務先に伝えた疑いで逮捕。その後有罪確定。

●患者に対する強制わいせつ未遂（逮捕、処分保留）

2022年6月15日、女性患者にわいせつな行為をしようとしたとして、強制わいせつ未遂容疑で逮捕。その後処分保留

●患者に対する強制性交等（逮捕、処分保留）

2022年7月7日、20代の女性患者にわいせつな行為をした疑いで逮捕。その後処分保留

※2023年2月27日、東京地裁によって懲役2年4月の実刑判決が下されたが、別件の暴力事件で執行猶予中であったことも考慮された